

### (3) 報酬に関することについて

#### ア 定員の遵守及び指導員加配加算の適正な算定について

本市における事業所数等については、社会資源の状況から定員を超えて受け入れる必要は無い状況（児童発達支援センター、主たる対象者を重症心身障害児とする事業所を除く）であるため、定員を超えての受け入れは行わないこと。このような場合は利用を拒否する正当な理由に当たるため、利用をお断りすること。または定員の増を行い対応すること。

本市において、基準省令第 39 条による定員超過が認められるやむを得ない事情については発生していない状況であるため、定員を超過した場合は基準省令違反となり、通常の指導のほか、児童福祉法第 21 条の 5 の 23 に定める勧告、命令等の行政処分の対象となる場合もあるため定員を超過してのサービス提供は行わないこと。

また、正当な理由により利用をお断りする場合については、基準省令第 16 条に基づき他の事業所を紹介する等の必要な措置を速やかに講じること。

#### イ 児童発達支援管理責任者欠如減算の取扱について

児発管の欠如について平成 29 年度より、基準上必要とされる人員から 1 割を超えて減少した場合は翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、1 割以内の減少の場合は翌々月末から減算を行う取扱でしたが、今般報酬留意事項通知の訂正が行われ、児発管欠如減算については、欠如した翌々月からの適用とされました。

児発管について、1 割を超えた減少の場合でも翌々月からの減算とする取扱とします。

なお、人員欠如が解消されるに至った月とは、当該月を通じて児発管が配置され人員基準を満たした場合とし、報酬留意事項通知第二の 1 の（6）の④人員欠如減算の具体的取り扱い（二）ただし書き中「翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合」についても、同様に児発管の減少が発生した翌月を通じて児発管が配置され人員基準を満たしていることが必要となります。【別添 1 通知参照】

なお、児発管を含む人員欠如が発生した場合は、児童指導員等加配加算・看護職員加配加算等人員基準を満たしていることを前提とする加算については、人員欠如が発生した月から算定できませんのでご注意ください。

#### ウ 児童発達支援管理責任者の研修未受講事業所の取扱について

平成 30 年 3 月 22 日集団指導でお示した通知案について、正式なものを発出しました。

【別添 2 通知参照】

## エ 主として重症心身障害児を通わせる事業所の従業者について

平成30年1月18日の基準省令（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚労省令第15号））の一部改正により、重心事業所において機能訓練を行わない時間帯については機能訓練担当職員を置かないことができる取扱いとなりましたが、引き続き本市においては、週に1回以上機能訓練担当職員を配置する取扱いとします。

なお、重心事業所において児童指導員等加配加算を算定する場合は、③児童指導員又は保育士及び④機能訓練担当職員の合計人員2人（常勤換算。以下同じ）に加えて1人以上の従業者を配置した場合に算定可能とします。

報酬告示別表第1の1の注8及び第3の1の注8「児童指導員等加配加算」のうち理学療法士等を配置する場合の単価を算定する際の基準人員について、本来は機能訓練担当職員が1人以上であることが必要ですが、機能訓練担当職員及び保育士の合計が1人以上でよい取扱いとします。

また、重心事業所を重心児以外が利用する場合は、上記基準に基づき2人目加配加算も算定可能ですので申し添えます。

重心事業所において給付費加算届を提出される場合は、重心児が利用する場合と、重心以外の障害児が利用する場合の2種類の「障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」を提出してください。

【別添3通知参照】

## オ 放課後等デイサービスにおける報酬区分の算定について

放課後等デイサービスについて、別添4のとおり平成30年7月26日厚生労働省厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室より通知がありました。

この厚労省通知は、支給決定の際の報酬区分（受給者証に記載のもの）について再判定を促すものです。名古屋市においては全国平均と同様の割合であったこと等により、厚労省通知に基づく受給者証の指標該当区分の再判定は行いませんが、受給者証の更新等により指標該当区分が変更されることも考えられることから、厚労省通知の記の2による事業所報酬区分の見直しについては実施することとします。

ただし、報酬区分が上がる場合（区分2→1）の場合のみ行うこととし、下がる場合は従来の報酬区分のままでよい取扱いとします。

7月から9月までの延べ利用児童数により新たに報酬区分が2から1に上がる事業所につきましては、**10月15日（月）（消印有効）**までに「障害児（通所）給付費算定に係る体制等に関する届出書」（添付書類含む）を提出してください。

（児童発達支援の未就学児区分については特に見直し等はありません）

【別添4通知参照】

## カ 看護職員加配加算について

報酬告示別表第1の1の注10及び第3の1の注10「看護職員加配加算」については、「別に厚生労働大臣が定める施設基準（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（H24 厚労省告示第269号）の一部を改正する告示（H30.3.22 厚労省告示第108号））」第三号イ（1）により重心事業所以外の事業所について、（2）により主たる対象者を重症心身障害児とする事業所について定めています。

また、（3）において、「別表第一各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること」とされていますので、当該加算を算定する事業所はインターネット等での公表を行ってください。（公表されていない場合は、看護職員加配加算は算定できません。）

なお、看護職員を基準に加えて1名以上配置した上で、（1）の重心以外の事業所については、別表第一の各項目に規定する状態のいずれかに該当する障害児の数が1以上であること、（2）の重心事業所で重心児が利用する場合は、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、8点以上である障害児の数が5以上であることが必要です。なお、重心事業所を重心児以外の障害児が利用する場合は、（1）により算定することができます。

（放課後等デイサービスも同様の取扱）